

福建産連第173号
令和2年10月23日

各 団 体 の 長 様

一般社団法人福島県建設産業団体連合会
会 長 小 野 利 廣
(公 印 省 略)

「建設業における働き方改革セミナー～就業規則への対応～」
の開催について

時下 益々ご清栄のことと存じ上げます。

さて、2019年4月から「働き方改革関連法案」が順次施行され、時間外労働の上限規制については、今まで上限規制の適用外であった建設業も2024年4月以降は、他業種同様適用になり、守らないと罰則が課せられます。すなわち、給与を一人でも支払っている人がいれば、労働基準法の対象になり「働き方改革関連法案」の対象となる訳です。

つきましては、知っておくべき労務管理の知識について学ぶことを目的に、今回は就業規則への対応に焦点を当てた標記セミナーを下記のとおり開催しますので、貴会の会員企業あて周知いただくとともに、出席者をお取りまとめの上、11月18日(水)までメールにてご回報いただきますよう、併せてお願い申し上げます。(アドレス:fukensan@aioros.ocn.ne.jp)

記

- 1、日 時：令和2年12月7日(月) 13:30～15:30
- 2、場 所：「ビッグパレットふくしま」3F中会議室
郡山市南町二丁目52 TEL024-947-8010
- 3、内 容：建設現場の就業規則、建設業に特化した就業規則の作り方、雨の日の振替方法、有給休暇5日の取得、移動時間の扱いなど
- 4、講 師：櫻井好美(特定社会保険労務士)
- 5、対象者：建産連所属団体の会員企業に属する者
- 6、締 切：令和2年11月18日(水) 必着
- 7、受講料：無料
- 8、定 員：80名(1企業より多数の申し込みがある場合には減員をお願いする事もあります。)
- 9、注 意：マスクを着用し事前に検温の上、ご来場ください。

